

令和 8 年 3 月 31 日

一宮市規則第 14 号から第 19 号までを別紙のとおり
公布する。

一宮市長 中 野 正 康

規則番号一覧表

規則第14号	一宮市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
規則第15号	予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則
規則第16号	一宮市市税条例施行規則の一部を改正する規則
規則第17号	一宮市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則
規則第18号	一宮市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則
規則第19号	一宮市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

<p>2 略 (通勤に係る費用弁償の支給日) 第14条 条例第9条第2項に規定する支給日については、その月の通勤にかか<u>る</u>費用弁償の額を翌月の報酬の支給日に支給する。</p>	<p>00円)を21で除した額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に当該月に通勤した回数(その回数が21を超える場合にあっては、21)を乗じて得た額 <u>イ アに掲げる費用弁償以外の費用弁償前号の規定による額</u></p> <p>2 略 (通勤に係る費用弁償の支給日) 第14条 条例第9条第2項に規定する支給日については、その月の通勤に係る<u>費用弁償</u>の額を翌月の報酬の支給日に支給する。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項各号列記以外の部分及び第14条の改正規定(「かかる」を「係る」に改める部分に限る。)並びに第13条第1項第2号の改正規定(「日額」を「月額」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

令和8年3月31日

予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第15号

予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

予算の編成及び執行に関する規則(昭和40年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第28条、第29条、第31条関係) (単位：万円) 【別記 参照】	別表第1(第28条、第29条、第31条関係) (単位：万円) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

節及び区分	支出負担行為専決区分及び合議先						支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為の整理に必要な書類	
	副市長	部長等	部等の次長等	課長等	専任課長等	合議先				
略										
8旅費	宿泊を伴う旅行		15以上	10以上15未満	10未満		財政課長	支出決定のとき	支出しようとする額	出張命令書 支出内訳書 見積書
	日帰り旅行				1以上	1未満				
略										
略										
10需用費	略									
	下記以外の物品を除く修繕料	5,000以上	3,000以上	1,000以上	1,000未満		130超技術関係担当課長(緊急を要する)	契約締結のとき	契約金額	契約書 請書 見積書

							応急 工事 を除 く。) 財 務部			
	物品を除 く修繕料 に係る変 更契約の うち、変更 増減額が 契約金額 の10%未 満かつ変 更内容が 軽微なも の	変更 増減 額500 以上	変更 増減 額300 以上5 00未 満	変更 増減 額100 以上3 00未 満	変更 増減 額100 未満		130超 技術 関係 担当 課長 財務 部			
11役務費	略									
	医療費審 査支払等 手数料 下記以外 の通信運 搬費				全額		タク シー 料は 資産 経営 課長	請求の あった とき	請求の あった 金額	請求書
	略									
12委託料	略						契約締 結のと き	契約金 額	契約書 請書 見積書 仕様書	
	下記以外 の測量、調 査、設計、 監理等業 務委託料	5,000 以上	3,000 以上 5,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	1,000 未満		50超 技術 関係 担当 課長 財務 部			
	測量、調 査、設計、 監理等業 務に係る 変更契約	変更 増減 額500 以上	変更 増減 額300 以上5 00未 満	変更 増減 額100 以上3 00未 満	変更 増減 額100 未満		50超 技術 関係 担当 課長			

のうち、変更増減額が契約金額の10%未満かつ変更内容が軽微なもの	満	満				財務部			
略									

略

18負担金、補助及び交付金	下記以外のもの	1,500以上	1,000以上 1,500未満	50以上 1,000未満	50未満		財務部	交付決定のとき又は請求があったとき	交付決定金額又は請求のあった金額	補助金等交付決定通知書 申請書 請求書
	奨学金、国民健康保険給付費、国民健康保険事業費納付金、特定健康診査負担金、特定保健指導負担金、後期高齢者医療保険料等負担金、介護保険給付費、介護予防・生活支援サービス事業費、療養給付費負担金、広域連合事務費負担金、				全額					

後期高齢者医療健康診査負担金									
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

略

備考

- 1 略
- 2 単価契約するものについては、契約のとき、予定される数量に対応する予定総額をもって決裁区分とし、別途決裁を要する。
- 3～6 略
- 7 支出負担行為済みのものの財務会計システムの支出負担行為額の決定の専決区分は課長等とする。ただし、決裁を受けた歳出予算執行向が財務部又は財政課長の合議を経たものは財政課の合議を要する。
- 8～13 略

改正案

節及び区分	支出負担行為専決区分及び合議先						支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為の整理に必要な書類
	副市長	部長等	部等の次長等	課長等	専任課長等	合議先			

略

8旅費	宿泊を伴う旅行		15以上	10以上15未満	10未満		財政課長	支出決定のとき	支出しようとする額	出張命令書 支出内訳書 見積書
	日帰り旅行				1以上	1未満				領収書(鉄道、路線バスを除く。)

略

略

10需用費

10需用費	略									
	下記以外の物品を除く修繕料	5,000以上	3,000以上 5,000未満	1,000以上 3,000未満	1,000未満		200超 技術関係 担当課長 (緊急を要する)	契約締結のとき	契約金額	契約書 請書 見積書

							応急 工事 を除 く。) 財 務部			
	物品を除 く修繕料 に係る変 更契約の うち、変更 増減額が 契約金額 の10%未 満かつ変 更内容が 軽微なも の	変更 増減 額500 以上	変更 増減 額300 以上5 00未 満	変更 増減 額100 以上3 00未 満	変更 増減 額100 未満		200超 技術 関係 担当 課長 財務 部			
11役務費	略				全額			請求の あった とき	請求の あった 金額	請求書
	医療費審 査支払等 手数料 下記以外 の通信運 搬費									
	略									
12委託料	略							契約締 結のと き	契約金 額	契約書 請書 見積書 仕様書
	下記以外 の測量、調 査、設計、 監理等業 務委託料	5,000 以上	3,000 以上 5,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	1,000 未満		100超 技術 関係 担当 課長 財務 部			
	測量、調 査、設計、 監理等業 務に係る 変更契約	変更 増減 額500 以上	変更 増減 額300 以上5 00未 満	変更 増減 額100 以上3 00未 満	変更 増減 額100 未満		100超 技術 関係 担当 課長			

のうち、変更増減額が契約金額の10%未満かつ変更内容が軽微なもの	満	満				財務部			
略									

略

18負担金、補助及び交付金	下記以外のもの	1,500以上	1,000以上 1,500未満	50以上1,000未満	50未満		財務部	交付決定のとき又は請求があったとき	交付決定金額又は請求のあった金額	補助金等交付決定通知書 申請書 請求書
	奨学金、国民健康保険給付費、国民健康保険事業費納付金、特定健康診査負担金、特定保健指導負担金、後期高齢者医療保険料等負担金、介護保険給付費、介護予防・生活支援サービス事業費、療養給付費負担金、広域連合事務費負担金、				全額					

後期高齢者医療健康診査負担金								
支出負担行為決議書兼支出命令書で起票するもののうち、補助金及び前項に掲げるもの以外のもの	1,000以上	50以上1,000未満	50未満			請求があったとき	請求があった金額	請求書

略

備考

- 1 略
- 2 単価契約するものについては、契約のとき、予定される数量に対応する予定総額をもって専決区分とし、別途決裁を要する。ただし、当該専決区分が部長等又は部等の次長等となっているものについては、財政課長の合議を要する。
- 3～6 略
- 7 支出負担行為済みのものの財務会計システムの支出負担行為額の決定の専決区分は課長等とする。
- 8 議会の議決を得たものの支出負担行為専決区分は課長等とする。この場合において、支出負担行為の整理に必要な書類の欄に掲げる書類のほか、議決証明書の添付を必要とする。
- 9～14 略

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

一宮市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第16号

一宮市市税条例施行規則の一部を改正する規則
一宮市市税条例施行規則(平成17年一宮市規則第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(市民税の減免)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第23条第1項第3号又は第4号の規定に該当する者のうち、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション建替組合</u>、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を含む。)にあつては、納期限までに、次条の規定による申請をした場合においては、市長が必要であると認めるときに限り、その者に対し、その者に課する均等割額の全部を免除する。ただし、当該期間中において地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第47条に規定する収益事業を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(公益のために直接専用する軽自動車等の軽自動車税の種別割の減免)</p> <p>第13条 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の減免)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号若しくは第2号の規定に該当する身体障害者(以下この項において「身体障害者」という。)又は身体障害者で年齢満18歳未満のものと生計を一にする者が所有する軽自動車等</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第23条第1項第3号又は第4号の規定に該当する者のうち、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション再生組合</u>、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を含む。)にあつては、納期限までに、次条の規定による申請をした場合においては、市長が必要であると認めるときに限り、その者に対し、その者に課する均等割額の全部を免除する。ただし、当該期間中において地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第47条に規定する収益事業を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(公益のために直接専用する軽自動車等の軽自動車税_____の減免)</p> <p>第13条 略</p> <p>(軽自動車税_____の減免)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号若しくは第2号の規定に該当する身体障害者(以下この項において「身体障害者」という。)又は身体障害者で年齢満18歳未満のものと生計を一にする者が所有する軽自動車等</p>

<p>(条例第80条第1項に規定する軽自動車等をいう。)で、当該身体障害者と生計を一にする者が運転するものに係る軽自動車税の種別割を減免することができる場合は、当該身体障害者が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に該当する場合に限るものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免)</p> <p>第13条の3 条例付則第15条の3の2第1項第3号に規定する身体障害者又は精神障害者等で規則で定めるものは、前条第1項第3号若しくは第4号に掲げる者又は別表第1若しくは別表第2に該当する者とする。</p> <p>2 条例付則第15条の3の2第1項第4号に規定する身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で規則で定めるものは、前条第2項第1号又は第2号に該当する者とする。</p> <p>別表第3(第16条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>(条例第80条第1項に規定する軽自動車等をいう。)で、当該身体障害者と生計を一にする者が運転するものに係る軽自動車税____を減免することができる場合は、当該身体障害者が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に該当する場合に限るものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>別表第3(第16条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

帳票番号	名称
略	
61	軽自動車税種別割減免申請書
62	軽自動車税種別割減免(認定・否認)決定通知書
63	軽自動車税種別割減免取消申請書
64	軽自動車税種別割減免取消決定通知書
略	
67	軽自動車税種別割納税通知書
68	軽自動車税種別割賦課決定(税額変更)通知書
69	軽自動車税種別割納税通知書の変更(決定)のお知らせ兼過誤納金還付(充当)通知書
70	軽自動車税種別割納税証明書(継続検査用)
略	

改正後

帳票 番号	名称
略	
61	軽自動車税 減免申請書
62	軽自動車税 減免(認定・否認)決定通知書
63	軽自動車税 減免取消申請書
64	軽自動車税 減免取消決定通知書
略	
67	軽自動車税 納税通知書
68	軽自動車税 賦課決定(税額変更)通知書
69	軽自動車税 納税通知書の変更(決定)のお知らせ兼過誤納金還付(充当)通知書
70	軽自動車税 納税証明書(継続検査用)
略	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市市税条例施行規則の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 この規則の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

一宮市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第17号

一宮市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則
一宮市老人福祉法施行細則(平成20年一宮市規則第28号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(老人居宅生活支援事業の開始の届出) 第10条の2 法第14条の規定による届出は、 <u>老人居宅生活支援事業開始届兼老人デイサービスセンター等設置届</u> によるものとする。	(老人居宅生活支援事業の開始の届出) 第10条の2 法第14条の規定による届出は、 <u>老人居宅生活支援事業開始の届出書</u> によるものとする。
(老人居宅生活支援事業の変更の届出) 第10条の3 法第14条の2の規定による届出は、 <u>老人居宅生活支援事業変更届兼老人デイサービスセンター等変更届</u> によるものとする。	(老人居宅生活支援事業の変更の届出) 第10条の3 法第14条の2の規定による届出は、 <u>老人居宅生活支援事業変更届出書</u> によるものとする。
(老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出) 第10条の4 法第14条の3の規定による届出は、 <u>老人居宅生活支援事業(廃止・休止)届兼老人デイサービスセンター等(廃止・休止)届</u> によるものとする。	(老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出) 第10条の4 法第14条の3の規定による届出は、 <u>老人居宅生活支援事業廃止・休止届出書</u> によるものとする。
(老人デイサービスセンター等の設置の届出) 第10条の5 法第15条第2項の規定による届出は、 <u>老人居宅生活支援事業開始届兼老人デイサービスセンター等設置届</u> によるものとする。	(老人デイサービスセンター等の設置の届出) 第10条の5 法第15条第2項の規定による届出は、 <u>老人福祉施設設置の届出書</u> によるものとする。
(老人デイサービスセンター等の変更の届出) 第10条の6 法第15条の2第1項の規定による届出は、 <u>老人居宅生活支援事業変更届兼老人デイサービスセンター等変更届</u> によるものとする。	(老人デイサービスセンター等の変更の届出) 第10条の6 法第15条の2第1項の規定による届出は、 <u>老人福祉施設変更届出書</u> によるものとする。
(老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出)	(老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出)

第10条の7 法第16条第1項の規定による届出は、老人居宅生活支援事業(廃止・休止)届兼老人デイサービスセンター等(廃止・休止)届によるものとする。

(老人ホームの設置認可の申請)

第10条の8 法第15条第4項の規定による認可の申請は、老人ホーム設置認可申請書

_____によるものとする。

(老人ホームの変更の認可等)

第10条の9 法第15条の2第2項の規定による届出及び法第16条第3項の規定による変更の認可の申請は、／老人ホーム事業変更届／老人ホーム事業変更認可申請書／老人ホーム廃止・休止認可申請書／によるものとする。

(老人ホームの廃止又は休止の認可申請)

第10条の10 法第16条第3項の規定による廃止又は休止の認可の申請は、／老人ホーム事業変更届／老人ホーム事業変更認可申請書／老人ホーム廃止・休止認可申請書／によるものとする。

(有料老人ホームの設置の届出)

第12条の2 法第29条第1項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届によるものとする。

(有料老人ホームの変更の届出)

第12条の3 法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム変更届によるものとする。

(有料老人ホームの廃止又は休止の届出)

第12条の4 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止・休止届によるものとする。

別表第3(第13条関係)

【別記 参照】

第10条の7 法第16条第1項の規定による届出は、老人福祉施設廃止・休止・入所定員の減少・増加届出(認可申請)書

_____によるものとする。

(老人ホームの設置認可の申請)

第10条の8 法第15条第4項の規定による認可の申請は、養護老人ホームにあつては養護老人ホーム設置認可の申請書、特別養護老人ホームにあつては特別養護老人ホーム設置認可の申請書によるものとする。

(老人ホームの変更の認可等)

第10条の9 法第15条の2第2項の規定による届出 _____の認可の申請は、老人福祉施設変更届出書

_____によるものとする。

(老人ホームの廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の認可申請)

第10条の10 法第16条第3項の規定による _____認可の申請は、老人福祉施設廃止・休止・入所定員の減少・増加届出(認可申請)書

_____によるものとする。

(有料老人ホームの設置の届出)

第12条の2 法第29条第1項の規定による届出は、老人福祉施設設置の届出書によるものとする。

(有料老人ホームの変更の届出)

第12条の3 法第29条第2項の規定による届出は、老人福祉施設変更届出書によるものとする。

(有料老人ホームの廃止又は休止の届出)

第12条の4 法第29条第3項の規定による届出は、老人福祉施設廃止・休止・入所定員の減少・増加届出(認可申請)書によるものとする。

別表第3(第13条関係)

【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

帳票番号	帳票の名称
略	
25	老人居宅生活支援事業開始届兼老人デイサービスセンター等設置届
26	老人居宅生活支援事業変更届兼老人デイサービスセンター等変更届
27	老人居宅生活支援事業(廃止・休止)届兼老人デイサービスセンター等(廃止・休止)届
28	老人ホーム設置認可申請書
29	／老人ホーム事業変更届／老人ホーム事業変更認可申請書／老人ホーム廃止・休止認可申請書／
30	措置結果報告書
31	老人ホーム等費用徴収額決定・変更通知書
32	措置徴収金台帳
33	老人ホーム等費用徴収額変更申請書
34	有料老人ホーム設置届
35	有料老人ホーム変更届
36	有料老人ホーム廃止・休止届

改正案

帳票番号	帳票の名称
略	
25	老人居宅生活支援事業事業開始の届出書
26	老人居宅生活支援事業変更届出書
27	老人居宅生活支援事業廃止・休止届出書
28	老人福祉施設設置の届出書
29	老人福祉施設変更届出書
30	老人福祉施設廃止・休止・入所定員の減少・増加届出(認可申請)書
31	養護老人ホーム設置認可の申請書
32	特別養護老人ホーム設置認可の申請書
33	措置結果報告書
34	老人ホーム等費用徴収額決定・変更通知書
35	措置徴収金台帳
36	老人ホーム等費用徴収額変更申請書

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市老人福祉法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の届出及び申請について適用し、同日前の届出及び申請については、なお従前の例による。

(12) 法第8条の2第2項の規定により病院、診療所又は助産所 _____ の休止又は再開の届出を受理すること。

(13) 法第9条第1項の規定により病院、診療所又は助産所 _____ の廃止の届出を受理すること。

(14) 法第9条第2項の規定により病院、診療所又は助産所の開設者 _____ の死亡又は失踪の届出を受理すること。

(15)～(20) 略

(21) 法第24条の2第1項の規定により病院、診療所又は助産所の開設者 _____ に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(22) 法第24条の2第2項の規定により病院、診療所又は助産所の開設者 _____ に対し、その開設する病院、診療所又は助産所 _____ の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

(23) 法第25条第1項の規定により病院、診療所又は _____ 助産所の開設者又は管理者 _____ に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に病院、診療所又は助産所 _____ を立入検査させること。

(24) 法第25条第2項の規定により病院、診療所又は _____ 助産所の開設者又は管理者 _____ に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当

(11)の2 法第8条第2項の規定によりオンライン診療受診施設の設置の届出を受理すること。

(12) 法第8条の2第2項の規定により病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の休止又は再開の届出を受理すること。

(13) 法第9条第1項の規定により病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の廃止の届出を受理すること。

(14) 法第9条第2項の規定により病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者の死亡又は失踪の届出を受理すること。

(15)～(20) 略

(21) 法第24条の2第1項の規定により病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(22) 法第24条の2第2項の規定により病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者に対し、その開設し、又は設置する病院、診療所若しくは助産所又はオンライン診療受診施設の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

(23) 法第25条第1項の規定により病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者又はオンライン診療受診施設の設置者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を立入検査させること。

(24) 法第25条第2項の規定により病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者又はオンライン診療受診施設の設置者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当

該職員に病院、診療所又は助産所の開設者

の事務所等を立入検査させること。

(25) 法第25条の2の規定により診療所及び助産所の名称、所在の場所等を愛知県知事に通知すること。

(26)・(27) 略

(28) 法第29条第1項の規定により病院、診療所又は助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者

に対し期間を定めてその閉鎖を命ずること。

(29) 略

(30)～(34) 略

第24条 略

該職員に病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者の事務所等を立入検査させること。

(25) 法第25条の2の規定により診療所、助産所及びオンライン診療受診施設の名称、所在の場所等を愛知県知事に通知すること。

(26)・(27) 略

(28) 法第29条第1項の規定により病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又はその開設者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し期間を定めてその閉鎖を命ずること。

(29) 略

(29)の2 法第30条の18の4第1項の規定により報告を受理すること。

(29)の3 法第30条の18の4第2項の規定によりかかりつけ医機能報告対象病院等が省令で定める要件に該当する体制を有することを確認すること。

(29)の4 法第30条の18の4第4項の規定により体制について変更が生じた旨の報告を受理し、及び当該変更が生じた体制が省令で定める要件に該当することを確認すること。

(29)の5 法第30条の18の4第6項の規定により報告を行わせ、又は報告の内容を是正させることを命ずること。

(29)の6 法第30条の18の4第7項において準用する法第30条の13第3項の規定により必要な情報の提供を求めること。

(29)の7 法第30条の18の4第7項において準用する法第30条の13第6項の規定により命令に従わなかった旨を公表すること。

(30)～(34) 略

第24条 略

(厚生労働省関係国家戦略特別区域法第26

条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令に基づく事務)

第24条の2 厚生労働省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令(平成26年内閣府・厚生労働省令第3号。以下この条において「省令」という。)のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 省令第2条第1項の規定により国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業の実施に必要な事項が定められていることを認めること。
- (2) 省令第2条第3項の規定により定期的に国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業による対象業務の実施状況の報告を受理すること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

一宮市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第19号

一宮市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

一宮市開発登録簿閲覧規則(昭和55年一宮市規則第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(閲覧時間及び休日) 第3条 閲覧時間及び休日については、次に定めるところによる。 (1) 閲覧時間は、 <u>午前8時30分から午後5時15分まで</u> (正午から午後1時までの間を除く。)とする。 (2)・(3) 略	(閲覧時間及び休日) 第3条 略 (1) 閲覧時間は、 <u>午前9時から午後5時まで</u> _____ (正午から午後1時までの間を除く。)とする。 (2)・(3) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。